

重要事項説明書

(指定居宅介護支援事業所)

医療法人一桜会

理事長 吉留 大喜

- 契約書に捺印される場合は、契約内容に相違がないか確認してください。
- 契約内容に変更が生じた場合は、至急ご連絡ください。
- その他、ご不明な点がありましたらいつでもお問い合わせください

重要事項説明書
(指定居宅介護支援事業所)

あなたに対する居宅サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者

事業所の名称	医療法人一桜会
事業所の所在地	鹿児島県始良市蒲生町上久徳2561番地
法人の種別	医療法人一桜会
代表者	理事長 吉留 大喜
電話番号	0995-52-1111

2、利用事業所

施設の名称	よしどめ居宅介護支援事業所
事業所の所在地	鹿児島県始良市蒲生町上久徳2561番地
管理者	岩元 大介
電話番号	0995-52-1131
FAX	0995-52-1325

3、事業の目的と運営の方針

<p><目的> 医療法人一桜会が設置運営する『よしどめ居宅介護支援事業所』が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、居宅介護支援者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。</p>
<p><事業運営の方針> 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。 利用者が心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように公正中立に行う。 事業所の運営に当っては、市町村、包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。</p>

4、職員体制(主たる職員)

従業員の職種	人数	常勤非常勤の別	保有資格等
管理者	1名	常勤兼務	主任介護支援専門員
介護支援専門員	1名以上	常勤兼務	介護支援専門員

5、当事業所が提供するサービス

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービスを作成します。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりである。

①前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 8%

通所介護 32%

地域密着型通所介護 2%

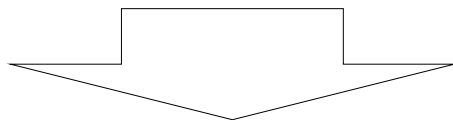
福祉用具貸与 69%

②前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供された者の割合

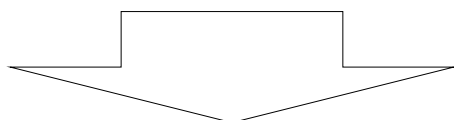
訪問介護	大楠苑訪問介護事業所56%	ヘルパーステーションゆとり26%	信愛訪問介護ステーション17%
通所介護	まほろあいらデイサービスセンター48%	デイサービスセンターとき 17%	デイサービスセンターリハケアガーデン加治木 17%
地域密着型通所介護	デイサービスみすず85%	ムーブメントプロ始良 14%	
福祉用具貸与	カクイックスウィング始良オフィス 31%	有限会社南州メディカル始良店 17%	平成メディカル 12%

<居宅サービス計画の作成の流れ>

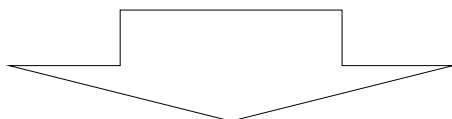
(1) 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



(2) 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に契約者またはその家族等に対して提供して、契約書にサービスの選択を求めます。



(3) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービス目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



(4) 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用者等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

利用者の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者の居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合

または、介護保険施設への入所・入院を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6、事故発生時の対応

事故発生時は、事故の大小にかかわらず家族及び医師・保険者等へ連絡します。また、事故直後から診察できる体制をとっています。

当法人は、事故対策委員会を法人内に設置し、常に事故防止に努めています。本会は、委員長もしくは、事故が発生した事業所の委員が召集し、事故発生直後に開催しています。また審議内容を記録にとどめ、院長及び関係部署に随時報告し再発防止に努めています。

審議内容

1、事故内容・日時 2、事故原因 3、事故対策 4、家族保険者への連絡 5、心身の状況

本会は、緊急時だけ開催するのではなく、事故防止に向けた新しい動きがあればその時点で開催しています。

7、苦情等申し立て

ご利用に際しまして苦情・相談等がありましたら、当事業所ご利用相談窓口をはじめ下記の相談窓口までお申し出ください。お申し出いただきました内容につきましては、迅速に対応させていただきます。

よしどめ居宅介護支援事業所 ご利用相談窓口	担当者：管理者 電話番号 0995-52-1131 FAX 0995-52-1325 受付時間 月～土 午前8時30分～午後5時30分
始良市役所 蒲生総合支所	所在地 〒899-5302 始良市蒲生町上久徳2399番地 電話番号 0995-52-1211 FAX 0995-52-1219 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 年末年始、土、日曜日、祝日、祭日は休み
始良市役所	所在地 〒899-5492 始良市宮島25番地 電話番号 0995-66-3111 FAX 0995-65-7112 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 年末年始、土、日曜日、祝日、祭日は休み
鹿児島市吉田支所	所在地 〒891-1392 鹿児島市本城町1696番地 電話番号 099-294-2211 FAX 099-294-3352 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 年末年始、土、日曜日、祝日、祭日は休み
薩摩川内市祁答院支所	所在地 〒899-1595 薩摩川内市祁答院町下手67番地 電話番号 0996-55-1111 FAX 0996-55-1021 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 年末年始、土、日曜日、祝日、祭日は休み

<p>鹿児島県くらし保健福祉部介護保険室</p>	<p>所在地 〒899-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号 0992-286-2687 FAX 099-286-5552 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 年末年始、土、日曜日、祝日、祭日は休み</p>
<p>鹿児島県国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6 電話番号 0992-206-1084 FAX 099-250-4307 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分 年末年始、土、日曜日、祝日、祭日は休み</p>

8、秘密保持等

法令により、『従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない』と定められています。

当事業所のご利用に際しましては、利用者又は、その家族のプライバシーの保持について遵守しますことをお約束します。ただし、サービス担当者会議等で正当な事由がある場合は、情報を他のサービス事業所に周知致しますことをご了承ください。

従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を雇用契約書に定めています。

9、個人情報保護法

本事業所が、個人情報保護法に基づいて取り組むべき事項は、次のとおりとします。

1、個人情報を取得後、速やかに利用目的を本人若しくは後見人に通知することが必要であることから、予め利用目的を公表し同意を得るものとします。

2、取得した個人情報を適切に保管し、漏洩若しくは滅失することがないように安全管理措置を講ずるものとします。

3、従業員・委託先より個人情報が漏洩若しくは滅失することがないように誓約書を交わし、従業者の監督・委託先の監督を行うものとします。

4、本事業所は、保有する個人情報の開示を特に求められた場合以外は、利用者若しくは後見人の同意なく第三者に提供しないものとします。

5、利用者若しくは後見人から利用者に関する情報の開示を求められた場合は、原則としてその求めに応じるものとします。

6、保有する個人情報に事実でない内容があった場合は、訂正の求めに応じるものとします。また、個人情報の取り扱いが不適切である場合は、停止等の求めに応じるものとします。

7、個人情報に関する開示・訂正・利用停止等の求めをはじめ、個人情報の取り扱いに関する利用者の不満や疑問に対処するため、苦情処理の体制を整備するものとします。

10、サービス計画作成

ご利用中は、介護支援専門員が利用者の有する能力・そのおかれている環境・身体状況等を考慮しながら居宅における生活を視野に入れて、居宅サービス計画書を作成し、利用者個人に合わせたサービスを提供いたします。

11、サービス利用料金

利用者の利用料は別紙参照とする。

12、通常の事業の実施地域

始良市、鹿児島市の一部(旧吉田町)、薩摩川内市(祁答院町の一部)を区域とする。

13、営業日と営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、祝・祭日・日曜日及び8月14日・15日・12月30日～1月3日までを除く
営業時間	午前8:30分～午後5:30分

14、ご利用の際に留意していただく事項

宗教活動・政治活動	事業所で他の利用者・職員等に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
-----------	--------------------------------------

15、サービス終了・契約の終了及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 利用者が介護保険施設その他居宅介護支援の対象とならない施設に入所又は入院した場合

二 利用者について要介護認定が受けられなかった場合

三 利用者が死亡した場合

四 その他

① ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合

② 以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合

・暴力又は乱暴な言動、無理な要求(物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等)

・セクシュアルハラスメント(体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等)

・その他(個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為)

16、BCP(事業継続計画)策定について

自然災害、感染症対策には、BCP計画、ガイドラインに基づき、ご家族、地域、行政と協力し、ご利用者の安全の確保に努めていきます。

※非常災害時:実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災、震災・風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めていきます。

※健康危機発生時:感染症対策委員会を開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議、検討し感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。感染の状況を踏まえ、ICT機器の活用により、実行可能な支援継続を検討し電話でのモニタリング対応やサービス担当者会議においても当該対応を実施していきます。

私は、本書面に基づいて当事業所職員(職名 ケアマネージャー 氏名) から重要事項の説明を受け、サービス提供を開始することに同意します。

また、私や私の家族等に関わる個人情報について、正当な理由と認められる場合には、サービス担当者会議や各サービス事業者間における連絡等において使用することを承諾致します。

※なお、契約の有効期間は契約締結の日から契約の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了日までにご契約から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様とします。

令和 年 月 日

事業者 医療法人一桜会

理事長 吉留 大喜

利用者 住所
氏名

代理署名者 住所
氏名
関係

利用者の家族等 住所
氏名
続柄

居宅介護支援費(Ⅰ)

居宅介護支援費(i)	要介護1・2	10,760円	事業所の利用者数に、介護予防事業所から委託を受けた介護予防支援にかかる利用者数を2で割って加えた数を、事業所の介護支援専門員で割った数が40未満の場合
	要介護3・4・5	13,980円	
居宅介護支援費(ii)	要介護1・2	5,390円	上記の取り扱い件数が40以上60未満の場合 ※40未満の部分は居宅介護支援費(Ⅰ)を適用
	要介護3・4・5	6,980円	
居宅介護支援費(iii)	要介護1・2	3,230円	上記の取り扱い件数が60以上の場合 ※40未満の部分は居宅介護支援費(Ⅰ)を適用
	要介護3・4・5	4,180円	

居宅介護支援費(Ⅱ)一定の情報通信機器(AIを含む)の活用または事務職員を配置

居宅介護支援費(i)	要介護1・2	10,760円	事業所の利用者数に、介護予防事業所から委託を受けた介護予防支援にかかる利用者数を2で割って加えた数を、事業所の介護支援専門員で割った数が45未満の場合
	要介護3・4・5	13,980円	
居宅介護支援費(ii)	要介護1・2	5,390円	上記の取り扱い件数が40以上60未満の場合 ※40未満の部分は居宅介護支援費(Ⅰ)を適用
	要介護3・4・5	6,980円	
居宅介護支援費(iii)	要介護1・2	3,230円	上記の取り扱い件数が60以上の場合 ※40未満の部分は居宅介護支援費(Ⅰ)を適用
	要介護3・4・5	4,180円	

加算・減算関係

初回加算(Ⅰ)	居宅介護支援費に1月につき3,000円を加算
(Ⅰ)の算定要件	新規または、要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

入院時情報連携加算(Ⅰ)	居宅介護支援費に1月につき2,000円を加算(利用者一人につき1回を限度)
--------------	---------------------------------------

算定要件	病院又は診療所に入院する利用者につき、入院後3日以内に当該病院又は診療所の職員に対し利用者に関する必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	居宅介護支援費に1月につき1,000円を加算(利用者一人につき1回を限度)
算定要件	加算(Ⅰ)以外の方法で入院後7日以内に当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合

退院・退所加算	カンファレンス出席 無	カンファレンス出席 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回	×	9,000円
算定要件	<p>医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院、退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合に算定する。</p> <p>ただし「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行なった上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合に限る。</p> <p>※入院又は入所期間中につき1回を限度。また初回加算との同時算定不可。</p>	

通院時情報連携加算	居宅介護支援費に500円を加算
算定要件	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合に算定する。

緊急時等居宅カンファレンス加算	居宅介護支援費に2,000円を加算
算定要件	病院または診療所の求めにより、当該病院又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合に算定する。

特定事業所加算(Ⅰ)	居宅介護支援費に505円を加算
算定要件	算定要件のすべてを満たしている場合
特定事業所加算(Ⅱ)	居宅介護支援費に407円を加算
算定要件	算定要件の内8項目及び人員配置基準の要件を満たしている場合
特定事業所加算(Ⅲ)	居宅介護支援費に309円を加算
算定要件	算定要件の内7項目及び人員配置基準の要件を満たしている場合
特定事業所加算(Ⅳ)	居宅介護支援費に125円を加算
算定要件	特定事業所加算の(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを満たし、かつ、退院退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間35件以上行うとともに、ターミナルマネジメント加算を年間5回以上算定している場合

特定事業所集中減算	正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6ヶ月に作成した居宅サービス計画に位置づけられた指定訪問介護、指定通所介護、地域密着型通所介護、指定福祉用具貸与(以下、訪問介護サービス等という)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業所によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。
-----------	--

運営基準減算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく、1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合 ・ 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること ・ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行なわなかった場合 	
	上記の要件に該当する場合	居宅介護支援費×50%/月の金額
	上記の状態が2月以上継続している場合	算定しない

別紙2

苦情処理の体制及び手順

相談窓口	
吉留クリニック	TEL 0995-52-1111
通所リハビリテーション	TEL 0995-73-5611
さくらのお家	TEL 0995-52-1881
さくらのお家よしだ	TEL 099-245-5500
よしどめ居宅介護支援事業所	TEL 0995-52-1131

